

銀行法等に関する留意事項について
(銀行法等ガイドライン)

【案】

平成 30 年 月
金融庁総務企画局

【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

銀行法・・・銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）

他の預金取扱金融機関関係法令

- ・信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）
- ・労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）
- ・協同組合による金融事業に関する法律（昭和 24 年法律第 183 号）
- ・信託業法（平成 16 年法律第 154 号）
- ・農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）
- ・農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）
- ・水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）
- ・農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号）

本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

また、特に記載のない限り、銀行法において留意すべき事項は、他の預金取扱金融機関関係法令において同様に取り扱うものとする。

銀行法第 2 条（定義等）関係

（銀行代理業の対象とならない営業について）

2-1 銀行法第 2 条第 14 項の「銀行のために」行う営業とは、銀行から委託を受けて行うものを意味し、専ら「顧客または利用者（以下「顧客等」という。）のためだけに」行う営業は含まれない。ある行為が「銀行のために」に該当するか否かは、個別事情に即して判断することとなるが、次に掲げる場合は銀行代理業に該当しないことに留意する。

- ① 銀行からの直接又は間接的な委託（間接的な委託とは、再委託、再々委託及びその連鎖）に基づき、預金若しくは定期積金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に関与するものではない場合

- ② 契約の条件の確定又は締結に関する対価として、銀行から直接又は間接的に報酬、手数料その他名目のいかんにかかわらず経済的対価（手数料収入その他の対価）を受領するものではない場合

(経済的対価について)

2-2 銀行から受領する経済的対価が、預金若しくは定期積金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る「契約の条件の確定又は締結に関する対価」であるか否かは当該対価の名目ではなく、実質に着目して判断することになる。

例えば、顧客等からの委託を受けて、顧客等に対してサービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、銀行から経済的対価を受け取っていても、その実質が次に掲げるものと認められる場合は、預金若しくは定期積金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る「契約の条件の確定又は締結に関する対価」とは異なることに留意する。

- 銀行に対してサービス提供者のシステムを提供し、顧客等が当該サービス提供者のシステムを利用して銀行口座にアクセスできる状態を作成・維持した対価としてのシステム利用料であると認められる場合
- サービス提供者のウェブサイト上に銀行のサービスを広告したことの対価としての広告料であると認められる場合
- サービス提供者が顧客等の承諾を得て、当該サービス提供者によって取得または生成された当該顧客等に関する情報を銀行に提供する対価（情報提供料等）であると認められる場合
- サービス提供者に対する顧客等からの手数料を、利用者利便の観点から、顧客等に説明した上で銀行がまとめて徴収し、サービス提供者に交付していると認められる場合

一方、経済的対価の性質の判断にあたって、当該経済的対価の算出方法が銀行取引の成約高（預金残高若しくは口座数、与信残高若しくは件数又は為替取引額若しくは件数など）に連動するとの事実は、当該経済的対価が銀行代理行為に係る契約の条件の確定又は締結に関する対価であることを推認させることに留意する。